① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づ く認定(えるぼし認定) ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定) ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユース エール認定) 1 認定の取得を確認できる書類 「基準適合事業主認定通知書」「基準適合一般事業主認定 通知書」等、厚生労働省都道府県労働局長から交付された書 類 2 認定の取消又は辞退が行われていないことを確認できる 厚生労働省のホームページにて公表される「公共調達加点 評価を受けることができる「えるぼし」「プラチナえるぼ ワーク・ライフ・バ し」認定企業一覧」、「くるみん認定、プラチナくるみん認 ランスに関する取組 新 定及びトライくるみん認定企業名都道府県別一覧」、若者雇 設 の状況(該当ある場 用促進総合サイトにて公表される「ユースエール認定企業一 合のみ添付) 覧」等を印刷したもの(申請者部分のみ確認できれば可) <特に留意してください> ・ 認定通知書の通知日が、審査基準日以前のものが対象で ・ 審査基準日において、認定取消又は辞退が行われている場 合は、加点対象となりません。 • 厚生労働省のホームページ等で認定が確認できない場合に ついては、各認定を審査基準日以前に取得しており、審査基 準日以降に認定の取消又は辞退がなされたことを証する書類 を提出してください。 • 厚生労働省により認定企業として認められている場合が加 点対象です。その他の組織が独自に認定しているものは加点 対象とはなりません。 建設工事に従事する 令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請から適用 者の就業履歴を蓄積 ⇒ 令和5年8月13日以前を審査基準日とする申請では、申 請書への記載及び確認資料の添付は不要です。 するために必要な措 置の実施状況を証す る書類(該当ある場 ○ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な 合のみ添付) 措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書(様 新 式第6号) 設 … 審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建 設工事(下記ア~ウ除く)で、下記①及び②の措置を実施 している場合に提出すること。 ① 建設業キャリアアップシステム(CCUS)上での現

場・契約情報の登録

② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法で

		CCUS 上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
		※対象外の工事ア 日本国内以外の工事イ 建設業法施工令で定める軽微な工事ウ 災害応急工事
		 (対象期間の例) 対象期間中に契約(当初)すると対象工事となり、竣工(予定)日が対象期間外でも対象工事。 対象期間前に契約(当初)すると対象外工事となり、竣工(予定)日が対象期間内でも、対象外工事。
対象の拡大	建設機械の保有状況を証する書類(該当ある場合のみ添付)	 ※審査対象工事が1件もない場合は該当なしとなります。 1 建設機械の保有状況一覧表 2 建設機械の売買契約書又はリース契約書 売買契約書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

リースの場合	リース 開始日	審査基準日 (決算日)	経審の有効 期間満了日	リース終了日
対象となる例	H31. 4. 1	R2. 3. 31	R3. 10. 31	R4. 3.31
対象とならない例	H31. 4. 1	R2. 3. 31	R3. 10. 31	R3. 3.31

- 3 特定自主検査記録表、移動式クレーン検査証又は自動車検 査証のいずれか
 - 特定自主検査記録表
 - ・ ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械及び解体用機械の場合に必要です。
 - ・ 審査基準日の直前1年以内に実施したものが必要です。
 - ※ 定期自主検査記録表では加点対象となりません。
 - 移動式クレーン検査証
 - 移動式クレーンの場合に必要です。
 - 有効期間内に審査基準日を含むものが必要です。
 - 自動車検査証
 - ダンプ車の場合に必要です。
 - ・ 初年度登録年月が審査基準日以前で、かつ、審査基準 日が有効期間の満了する日以前であることが必要です。
 - ・ 車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」 「ダンプセミトレーラ」と記載のあるものであって、土 砂等の運搬に供される貨物自動車が対象です。
 - ※ 備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両においては、加点対象となりません。
 - ・ 電子車検証の場合は、有効期間等を確認するため自動 車検査証記録事項のコピーも併せてご提出ください。

4 該当機械の写真又はカタログ

- ・ 建設機械の種類がはっきりわかる写真を $1\sim2$ 枚をA4 版用紙に貼付してください。
- ショベル系採掘機の場合、アタッチメントの先端まで映っているものが必要です。
- トラクターショベルの場合、バケットの部分まで映っているものが必要です。

<特に留意してください>

- ・ 対象となる建設機械の種類は、次に掲げるものに限られます。
- ① 建設機械抵当法施行令別表に規定する建設機械のうち、次のもの

ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
ブルドーザー	自重が3トン以上のもの
トラクターショベル	バケット容量が 0.4 立方メートル
	以上のもの
モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの

② ダンプ車

- ・ 土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの
- ③ 移動式クレーン
 - ・ 労働安全衛生法施行令第 12 条第1項第4号に規定する つり上げ荷重が3トン以上のもの (固定式クレーンは対象 外)
- ④ 高所作業車
 - ・ 労働安全衛生法施行令第13条第3項第34号に規定する 作業床の高さが2メートル以上のもの
- ⑤ 締固め用機械
 - ・ 労働安全衛生法施行令別表第7第4号に掲げる「ローラー」 (「ロードローラー」「タイヤローラー」「振動ローラー」)
 - ※ ハンドガイドローラーは移動用エンジンにより自走可能であり、ロードローラーの一種であるため、加点対象となります。
 - ※ コンパクタやランマー等明確に自走能力が無い建設機 械は特定自主検査の対象ではないため、加点対象となり ません。
- ⑥ 解体用機械
 - ・ 労働安全衛生法施行令別表第7第6号に掲げる「ブレーカ」
 - ・ 労働安全衛生法施行規則第 151 条の 175 に定める「鉄骨 切断機」「コンクリート圧砕機」「解体用つかみ機」
 - ※ ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の事由により、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合については、重複して加点できません。
- ※ 建設業者間での売買契約、リース及びレンタル契約は対象外です。ただし、(一社)日本建設機械工業会の統一様式による譲渡証明書により証明できる場合は、建設業者間での譲渡も対象となります。

項目の追加

1 ISO 9001 又は ISO 14001 の登録

- → 審査登録機関の認証を証明する書類(認証登録証明書)+認 証範囲を確認することのできる書面※
 - ※ 認証登録証明書だけでは認証範囲を確認することのできない場合のみ添付
- ② エコアクション21の認証
- → 一般財団法人持続性推進機構による「認証・登録証」

<特に留意してください>

- ① ISO 9001 又は ISO 14001 の登録
- ・ 認定審査登録機関のロゴで JAB((公財)日本適合性認定協会)又はJABの認証したISOと相互認証を行っている国際ISO認定機関の認証を受けた審査登録機関(P93を参照)のものが加点対象となります。
- ・ 会社単位で取得している場合が加点対象となります。(特定の営業所単位の認証は対象外)
- ・ 建設業以外の業種(不動産業等)での認証の場合は加点対象となりません。
- ② エコアクション21の認証
- 原則、全組織及び全活動を認証範囲とする認証であるもの が加点対象となります。
- ・ 「認証・登録証」に「段階的認証」又は「サイト認証」と 記載がある場合であって、かつ、認証範囲に建設業が含まれ ていない場合や一部の支店等に限られている場合には、加点 対象となりません。

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況を証する書類(該当ある場合のみ添付)